

厚生労働科学研究費補助金特別研究 「漢方・鍼灸を活用した日本型医療創生のための調査研究」

提言

日本の医療は西洋医学の飛躍的發展により、国民の福利厚生に大きく貢献した。しかし、超高齢社会の到来とともに、これまで以上にQOL（生活の質）を重視した医療、予防面での充実、医療の効率化などが求められている。

こうした中で、当特別研究では、日本の伝統医療である漢方・鍼灸を見直し、東西医学双方が協力し、互いの長所を活かした「新たな時代にふさわしい日本の医療」を作るべく検討を重ねてきた¹。

こうした検討を踏まえ、当特別研究として以下の5点を提言する。

【提言1】体質にあった「オーダーメイド医療」実現のための基盤整備

漢方・鍼灸はもともと患者の体質や体調全体を診て、患者自身の治癒力を引き上げるような治療を行う「全人的医療」であるが、こうした特質がさらに発揮できるような基盤整備が急務である。こうした認識の下、下記の対応を行うことが必要である。

(A) 科学的分析の推進（データの収集と解析）

漢方・鍼灸は、体質にあった治療を施せば高い治療効果があることは経験的に確認されているが、西洋医学との密接な協力関係を築くため、漢方・鍼灸医学の基礎・臨床におけるデータを早期に蓄積し、EBM（エビデンスに基づく医療）への転換を図ること。

具体的には、以下の3点を柱とする。

1) 漢方・鍼灸にかかる医療（基礎・臨床）データの収集

患者の主観を含めた症状、漢方的診断（「証」）、治療結果に至るまで幅広くデータベース化を進めるために、情報提供のインセンティブに配慮しつつ、収集の仕組みを構築すること。

¹ 平成21年度厚生労働科学研究費補助金による厚生労働科学特別研究事業『漢方・鍼灸を活用した日本型医療創生のため調査研究』（<http://kampo.tr-networks.org/sr2009/>）を参照。

2) 「データマイニング」などの手法を活用した分析

上記データについて、データマイニングなどの手法を用いて分析を行い、新しい知見を得るとともに、これまでの経験則を裏付けるような**科学的なエビデンスを確立**すること。

3) 生薬と漢方製剤の標準化

漢方の治療効果のエビデンス作りのためには、これに用いる生薬と漢方製剤の品質が標準化されている必要がある。このようなエビデンス創出・研究用に使う生薬と漢方製剤について、品質の標準化を検討するため、産官学（臨床医を含む）が一体となった場を作ること。

（B）人材の育成

東西医学双方を活かした医療を実現すべく、**広く医療人に漢方・鍼灸の知識・技能を広めるとともに、漢方・鍼灸に精通した専門家の層を厚くすること。**

具体的には、以下の3点を柱とする。

1) 医学部における漢方・鍼灸教育の充実

医学部のモデル・コア・カリキュラムにおいては、すでに漢方の単位取得が推奨されているが、これを一段と拡充するとともに、**医師国家試験に漢方を含める**ようにすること。将来的には鍼灸についても考慮すること。

2) 医師の教育・研修の充実

卒後教育・研修の充実及び臨床における知識向上を図るべく、**専門医や指導医の人材育成を行う**こと。

3) 薬剤師の研修の充実

薬剤師については漢方薬・生薬認定薬剤師制度等を利用した研修を充実し、専門性を一段と高めること。

4) 鍼灸師の研修の充実

鍼灸師については、研修の充実等を通じて専門性を一段と高めること。

【提言2】生薬資源の安定的確保

漢方薬を活用した医療を推進するため、生薬の安定確保（種苗の確保を含む）を図るとともに、漢方製剤の安全性を更に高めること。

具体的には、以下の2点を柱とする。

1) 大半を輸入に頼っている**生薬原料の国内栽培の促進**

1-1) 国内栽培の基盤整備（優良種苗の維持・確保、栽培技術指導体制の整備等）

- 1－2) 従来型農業の活用（休耕地の利用、転作による生薬原料の栽培）
- 1－3) 新技術の活用（植物工場、バイオ技術等を活用した生薬原料の生産）
- 1－4) 国際的な生薬資源の枯渇を踏まえ、生薬自給率（現在10%強）を2025年までに50%に高めることを目標とする

2) 輸入品の安定確保

中国における生薬原料の栽培支援等を含め、輸入品についても引き続き安定確保を実現すること。

【提言3】国際ルール作りへの迅速・積極的な対応

伝統医療については、中国等の主導により国際標準化が急速に進展しつつある。また、生薬資源の保護についても、生物多様性条約の交渉の場において新たな議論がなされている。こうした国際的なルール作りが、国内における漢方・鍼灸を活かした医療の実施・発展に支障をもたらすことのないよう、**迅速・戦略的に交渉を進めること**。

具体的には、以下の場における議論に関し、**国家戦略的見地から政府主導で対応すること**。

- 1) WHOにおいて改訂作業中の国際疾病分類（ICD-11）
- 2) ISOにおける伝統医学の標準化にかかる技術委員会（TC215およびTC249）
- 3) 生物多様性条約交渉（生薬資源の保護等にかかる国際ルール作り）

【提言4】国民への知識普及

伝統医療にかかる国民の理解醸成、医療の安全性確保の観点から、**漢方・鍼灸にかかる正しい情報提供・知識普及につとめること**。

具体的には、以下の2点を柱とする。

- 1) 漢方・鍼灸の知識普及

漢方・鍼灸の考え方および効能・副作用、他の健康食品・民間療法との違い等についての情報提供の機会を増やすこと

- 2) 「食育」の積極的な実施

漢方薬のみならず、食養生等を通じて病気を予防する（「未病」を治す）生活習慣の確立につとめること

【提言5】施策推進のための組織的整備

以上の施策を推進していくためには、産官学が継続的・戦略的に対処しうるように組織的整備を行うこと。

- 1) 学会・産業界：上記課題を効率的に推進するための意見交換の場を設けること。
- 2) 厚生労働省：先般発足した「統合医療プロジェクト・チーム」において、議論を推し進め、専任の担当部署を作ること。
- 3) 政府：省庁横断的に戦略的に対応するための組織的枠組みを可及的速やかに策定すること。